

(仮称) 寒川町 教育振興基本計画 (案)【第13版】

寒川町教育振興基本計画の策定にあたって

(1) あらたな教育構想の必要性

寒川町は、水とみどりに恵まれ、人情に厚い住みやすいまちです。田園風景を残しながらも、都市機能を整え、新しい時代を迎えつつあります。

また、寒川町にも、核家族化、少子高齢化、国際化といった社会の変化の波は押し寄せてきています。更に、情報化社会の進展もあり、子どもたちを取り巻く環境は、急速に変化しています。

こうした趨勢の中で、国は教育基本法を改正し、めざすべき教育の方向性と具体的な目標を教育振興基本計画として示しました。この新しい教育基本法では、各地方公共団体も同様の基本計画を策定することが望ましいと規定しています。

このような状況もあり、寒川町としても、更なる学校教育の充実と生涯学習の振興をめざし、教育全体の構想をあらたにしていく必要が出てきました。

(2) 寒川町教育振興基本計画の策定経過

寒川町教育委員会では、平成21年度から、寒川町教育振興基本計画の策定へ向け、検討を開始しました。教育委員による検討会と教育委員会事務局内に設置されたプロジェクトチームによる作業部会を繰り返しながら、寒川町の教育がめざす方向を明確にしてきました。更に、平成23年度にパブリックコメントを実施し、再検討を経てここに確定しました。

寒川町教育振興基本計画は、自立と共生の両立をめざし、「よく学び、よく遊び、よく生きる」ことを基本精神としています。児童・生徒にとっては、学ぶことが最も重要なことであると同時に、たくさんの友人を作り、体験活動等を通じて豊かな心を育むことも大切なことです。また、学校を卒業した後も、自分の世界を広げ豊かにするという意味での学びと遊びは、人間が生きる上での糧と言えます。

また、計画の柱は、学校教育の充実と生涯学習の振興の2本によって貫かれています。学校教育では、子どもが知・徳・体の調和をとりながら、より豊かに成長できることをめざしています。生涯学習では、各年代における目標を定め、町民一人ひとりが人格の完成に向け、積極的に人々と共に、学び続けられることをめざしています。

(3) 寒川町教育振興基本計画の位置づけ

寒川町総合計画・さむかわ2020プランは、寒川が更に発展していくための町づくりの指針として、平成14年度に策定されました。教育に関しては、第4章「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」において、「ふれあいのある生涯学習の充実」「豊かな心をはぐくむ教育の推進」「地域の文化活動の推進」をめざしています。計画の期間は、前後期に分けられ、現在、後期がスタートしたところです。(平成24年時点) 寒川町教育振興基本計画は、さむかわ2020プランの後期基本計画に示された方針と整合を図りながら、施策と事務事業を再編しました。

また、このさむかわ2020プランを受け、寒川町では、平成18年に生涯学習のまちづくりを進めるために、寒川学びプランを策定しました。寒川学びプランは、「ともに学び・ともに支え合う 自己実現と協働のまち・さむかわ」を将来目標に掲げ、住民参加による協働型のまちづくりをめざしています。その基本構想、基本計画は、平成18年度からの15年間で、実施計画を3期各5年間としています。寒川町教育振興基本計画は、この寒川学びプランの精神を引き継ぎつつ、学校教育の領域についても全面的に構想し、自立と共生をめざします。寒川町教育振興基本計画は、寒川学びプランとの整合を図っていますが、平成28年度には、両計画を一本化することを想定しています。

寒川町教育振興基本計画は、「第1章・みんなの願い(グランドデザイン)」「第2章・めざす姿(基本目標)」「第3章・基本方針」において、今後の9年間にわたる基本構想を示しています。「第4章・寒川町教育委員会の組織」は、教育委員会の任務やしくみについて説明しています。また、「第5章・各年代での教育振興」は、平成24年度からの前期4年間における具体的な実施計画です。また最後に掲載されている資料編は、その年度の資料を毎年、掲載していきます。資料に掲載されている町立各小・中学校の学校教育目標は、寒川町教育振興基本計画をもとに作成され、目標の達成をめざした実践が行われた後、点検・評価を加えながら、更なる充実をめざします。

よく学び よく遊び よく生きる

～自立と共生をめざして～

80歳 傘寿

【生涯学習 円熟期】

人生謳歌！生きるって素晴らしい
仲間とめざせ 健康100歳

60歳 還暦

寒川で咲かせよう

もうひとつの花

地域もあなたを待っている

40歳 不惑

【生涯学習 充実期】

自分の道を 迷いなく
心をひらいて 広げる世界

20歳 成人

【生涯学習 伸長期】

夢を求めて 自分探し
共に生きる 自分づくり

15歳

【学校教育】

豊かな心と 確かな力
瞳輝く 寒川の子

＜家庭教育＞

心をこめて
時間をかけて
子育て通して
自分も育つ

【生涯学習 青少年期】

地域教育力を
学校に 地域に

寒川の子よ

わくわく いきいき すくすくと！

～子どもは地域の宝 みつめ 認め 励まそう～

6歳

【生涯学習 乳幼児期】

泣いて笑って日々成長 しつけしっかり 明るいあした

0歳

I 学校教育

- 知・徳・体の調和のとれた教育をすすめ、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みます。

II 生涯学習

1 【乳幼児期】

- あたたかい子育てとしっかりしたしつけができるよう、家庭教育への支援をすすめます。

2 【青少年期】

- 地域と共に、青少年の健全育成をすすめます。

3 【伸長期】

- 夢を求め、自他を尊重しながら生きていく若者の自立を支援します。

4 【充実期】

- 自己をみがき、心の世界を広げられる壮年の生き方を支援します。

5 【円熟期】

- シニアの方々が、第二の人生として、地域で活動できるよう支援を行います。
- 高齢者の方が、仲間と共に楽しみながら生き生きと生活できるよう支援を行います。

よく学び、よく遊び、よく生きる

～自立と共生をめざして～

賢く豊かな自分づくり

《生涯学習円熟期》

80歳 傘寿
60歳 還暦

《生涯学習充実期》

40歳 不惑

《生涯学習伸長期》

20歳 成人

《青少年期》

15歳

健やかな体づくり

⑧ 智恵を継承し、絆をつなぎ合う場の創造

⑥ 人間の幅を深め、交流を広げる活動への支援

④ チャレンジ精神、自立心をもったたくましい若者の成長支援

⑨ 体を動かし長生きのできるの環境の整備

⑦ 地域に根ざしたスポーツ活動への支援

⑤ スポーツに気軽に親しめる環境づくりと心身の健やかな成長支援

《学校教育》

知・徳・体の調和のとれた人間づくり

① 確かな学力を身につける教育の推進

・基礎的、基本的な知識や技能を習得させると共に、それらを活用できる力の育成と学びへの意欲を高めます

◇安全な学校施設

② 豊かな情操と道徳心を育てる教育の推進

・人を思いやる心や感動する心を育てると共に、規範意識や公共の精神を大切にできる教育をすすめます。

安心して学べる学校環境の整備
◇個別の支援を必要とする子ども

③ 積極的に運動に取り組み自ら体力の向上をめざす教育の推進

・規則正しい生活態度を身につける中で運動する習慣を身につけ、生きる上で基盤になる体づくりをすすめます。

もへの体制の整備

子どもの成長を見守る環境づくり

<地域教育力の活用>

・子どもを見守り、安心安全の確保

・地域力の教育活動への活用

[家庭教育への支援]

・育児や子育てに関する情報の提供、相談や学習のできる機会の充実

・経済的負担の軽減により私立幼稚園等への就園を奨励

・子どもの力で地域を活性化

*保幼小の連携と長期的展望に立った教育

《乳幼児教育》

0歳

6歳

第4章 寒川町教育委員会の組織

(1) 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を処理するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長(教育委員)が事務局を指揮監督して執行するというしくみです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年で、再任されることもできます。委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。委員長の任期は1年ですが、再任されることもできます。

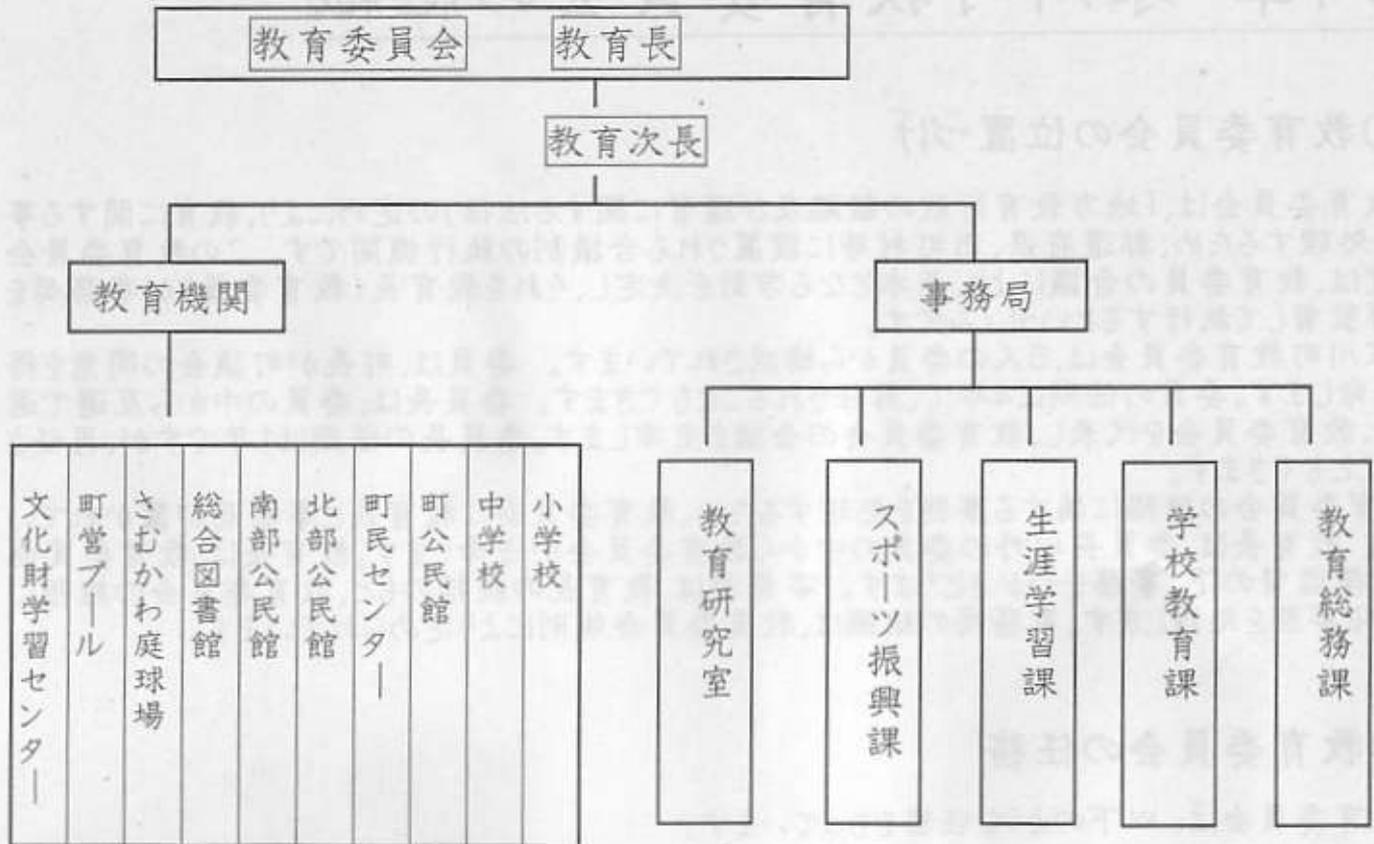
教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれています。教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命します。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、事務をつかさどります。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

(2) 教育委員会の任務

教育委員会は、以下のような任務をもっています。

- ・ 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- ・ 教育財産の管理
- ・ 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- ・ 児童生徒等の就学、入学、転学
- ・ 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- ・ 教科書その他の教材の取扱い
- ・ 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- ・ 教育関係職員の研修
- ・ 教育関係職員、児童生徒等の保健、安全、厚生、福利
- ・ 学校など教育機関の環境衛生
- ・ 学校給食
- ・ 生涯学習に関すること
- ・ 青少年教育、成人教育、公民館事業など社会教育
- ・ 体育、スポーツに関すること
- ・ 文化財保護
- ・ 教育に関する調査、統計
- ・ 教育相談、広報
- ・ その他教育に関わること

(3)教育委員会の組織



(4)教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめてきています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育及びスポーツに関する事など、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価(自己評価)を行い、各々の取組み状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにすると共に、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々(外部評価者)よりさまざまなご意見をいただいています。

国の教育振興基本計画(H20～24年度の計画)

↓ 参酌

寒川町教育振興基本計画

P(Plan) 計画

9カ年計画
4カ年計画

↑ A(Action) 改善

↓ D(Do) 実行

各事業の実施

C(Check) 点検

・ 教育行政の点検・評価

第5章 教育振興事業

第1節 学校教育

- 方針1 確かな学力を身につける教育の推進(賢く豊かな自分づくり)
～基礎的・基本的な知識や技能を習得させると共に、それらを活用できる力の育成と学びへの意欲を高めます～
- 方針2 豊かな情操と道徳心を育成する教育の推進(賢く豊かな自分づくり)
～人を思いやる心や感動する心を育てると共に、規範意識や公共の精神を大切にできる人づくりをすすめます～
- 方針3 積極的に運動に取り組み、自ら体力の向上をめざす教育の推進
(健やかな体づくり)
～規則正しい生活態度を身につける中で運動する習慣を身につけ、生きる上で、基盤になる体づくりをすすめます～

↑ ↑ ↑
◇安全な学校施設、安心して学べる学校環境の整備

◇個別な支援を必要とする子どもへの体制の整備

教育は、知育・徳育・体育の3つの側面から、人格の完成をめざす営みであります。

今、世界は、激動の中にあります。これからの時代を生きぬくために必要な資質は、大きく変わろうとしています。習得した基本的な知識を基盤に、未来を切り拓く創造性を兼ね備えた児童・生徒の育成をめざします。知性は、行動や体験を通して、鍛えられ磨かれます。装飾的な知性ではなく、生き方そのものを豊かにし、人と共に生きることの価値を尊重し、自らの生活を切り拓いていく力の育成をめざします。

また、徳育の面では、自国を愛し、伝統と文化を継承・発展させると同時に、他国を尊重しながら、国際社会を生きていく日本人の育成が求められています。自他を共に愛し、正義と責任を重んじる実践態度の育成が、その出発点となります。様々な場面を通し、時代の要請に応えた公共の精神を育む教育をすすめます。

もちろん、そうした力の伸長には、健康でたくましい体が基盤となります。確かな力の育成の両輪は、知育・徳育と同時に体育であります。運動することを愛好し、しっかりとした体づくりと自ら健康の保持増進をめざす児童・生徒を育成します。

上記の力を育むために、安心・安全な教育環境の整備をすすめます。

また、個別な支援を必要とする子どもに対して特別支援教育を充実させると共に、教育相談体制の一層の整備を図ります。

【計画前期（今後4年間）の重点施策】

子どもの生きる力の基盤となる確かな力の育成

- ◇基礎・基本の確実な定着を図り、活用する力を育成する。
- ◇学ぶことの楽しさ・喜びを実感できる授業を創造する。
- ◇総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育む。
- ◇体育の授業や部活動、休み時間の運動・遊びを通して運動への関心を高め、自ら体力の向上をめざす児童・生徒を育成する。
- ◇様々な体験学習を通し、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成する。
- ◇規範意識を育むと共に、児童・生徒に夢や希望に向かい、努力できる環境を整え、青少年健全育成に努めます。
- ◇情報教育、環境教育、国際教育などの時代の変化に対応した教育を実施する。
- ◇教育相談体制の一層の整備を図ると共に、個別支援を必要とする子どもへの特別支援教育の充実を図る。
- ◇学校施設の大規模改修の計画的な実施をめざし、学びやすい学校環境の整備を図る。

教職員、学校の組織的な教育力の向上

- ◇管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成をめざした全教職員一丸となった組織体制を構築する。
- ◇PDCA（目標、実践、評価、修正）のサイクルを回し、より機能的で活力ある組織運営をすすめる。
- ◇校内研究会の充実、教職員研修会の活性化を図り、高い実践力をもつ教員の育成に努める。
- ◇学校が一丸となった指導力の向上をめざし、ベテラン教員から若手教員への教育技術の伝承を図る。
- ◇若手教員の指導力向上に向けて、研修の充実を図る。

(2) 青少年期(地域・学校の連携)

学校・家庭・地域が協力しながら、子どもの教育を進めることは喫緊の課題です。

この課題解決へ向けて、寒川町教育委員会では、3つの観点から取り組んでいきます。

第一に、子どもの安心・安全という観点であります。地域に、子どもを見つめ、認め、励ます目が多いほどに、子どもの安心感は増し、安全も図られます。子どもの安心・安全確保へ向け、学校・家庭・地域の連携をすすめます。

第二に、子ども一人ひとりの特性や適性を伸長させるキャリア教育推進の観点であります。保護者・地域の人材活用、組織としての支援などを生かしながら、学習や体験活動を充実させます。

第三は、子どもがボランティア活動や地域行事への参加を通して、地域の一員としての自覚を育み、地域の活性化を図っていかうとする観点であります。ボランティア活動は、自他双方の存在意義や自尊感情を高める効果があります。子どもたちのあふれる元気から地域を活性化する営みを援助していきます。

[地域の教育力の活用に関する方針]

- 地域と学校が連携・協力し、子どもを見守り安心・安全を確保します。
- 地域の人材、組織と学校の連携を図り、充実した教育環境の整備をすすめます。
- 子どもの力を地域に生かし、地域の活性化を図ります。

【計画前期(今後4年間)の重点施策】

- ◇子どもスポーツ教室等の開催や総合型地域スポーツクラブを通して学校体育以外のスポーツの場を広げていく。
- ◇子どもボランティア活動の推進により、地域の活性化を図る。
- ◇ふれあい塾において、地域のボランティアの協力で、子どもたちが安心・安全に遊べる場を確保する。
- ◇地域教材の開発等を通して、郷土に関する関心を高め、文化財学習センターに対する意識を高める。
- ◇奨学金を貸与し、高等学校等への就学を支援する。

(3)伸長期 (啓蒙の対学・啓蒙) 青年心育(S)

方針4 チャレンジ精神に富み、自立心を持ったたくましい若者の成長を支援します。(賢く豊かな自分づくり)

方針5 スポーツに気軽に親しめる環境を整え、心身の健やかな成長を支援します。

(健やかな体づくり)

青年期は、夢を抱き、自己のアイデンティティーを形成する時期です。様々な出会いを通し、飛躍的に視野が広がる時期でもあります。将来、寒川や日本を支える若者たちの様々な能力の伸長、夢の実現に向けた学びを支援します。

この時期、多くの青年の活動の場が町から離れてしまうために、地域で活動しにくいという実態があります。しかし、本来、誰もが地域や社会の中で役に立ちたいという願いを秘めています。そうした青年たちの願いをつなげながら地域の中でも活動できるように環境整備をすすめます。

同時に、スポーツの面でも、青年の力を生かし、寒川を支えていく選手や指導者の育成を図り、寒川のスポーツ振興をすすめます。

【計画前期（今後4年間）の重点施策】

- ◇青年たちが参加できる生涯学習の機会を設け、地域のリーダーを育成する。
- ◇新しい公民館を建設し、多目的ホールとニースを踏まえた施設を設置する。
- ◇公民館・町民センター等を有効に活用し、コンサート、演劇、バレエ、ダンス等の質の高い文化芸術の発表や鑑賞の機会を設ける。
- ◇総合図書館と南北公民館図書室のサテライト化を図り、図書館機能を充実させると共に、広域相互利用制度や相互貸借制度を積極的に活用する。
- ◇学校体育施設の活用等も図りながら、スポーツのできる環境を整備する。
- ◇ニュースポーツ等、気軽にできるスポーツの普及・啓蒙を行い、より多くの町民に体を動かす楽しさを実感させる。
- ◇スポーツの基本やセオリーをしっかりと指導できる人材を育成・確保し、競技力の向上を図る。
- ◇郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する意識の向上を図る。

(4) 充実期

方針6 人間の幅を深め、交流を広げる壮年への支援を行います。(賢く豊かな自分づくり)

方針7 地域に根ざしたスポーツ活動への支援を行います。(健やかな体づくり)

壮年期と呼ばれる年代は、生涯の中で、最も仕事の持つウエイトが高まる時期です。したがって、多くの人が仕事を通して自己実現をめざしていきます。その自己実現をより一層深めるための学習の機会を充実させます。

また、壮年期における「学び」が仕事を中心に展開されるならば、余暇を活用しての「遊び」の存在も、大きな意味を持ちます。遊びを通して心を広げ、人とつながりを深めることが可能となります。この世代の豊かな力をつなげ、組織化を図ります。その活動の一環として、学校教育や家庭教育への支援、更には地域の活性化につなげていきます。

スポーツ振興の面では、年代をこえて自由に、好きなスポーツへの参加ができる環境を整備します。

【計画前期（今後4年間）の重点施策】

- ◇円熟期への助走路となるような生涯学習の機会を設定し、地域のリーダーを育成する。
- ◇新しい公民館を建設し、多目的ホールとニースを踏まえた施設を設置する。
- ◇公民館・町民センター等を有効に活用し、コンサート、演劇、パレエ、ダンス等の質の高い文化芸術の発表や鑑賞の機会を設ける。
- ◇総合図書館と南北公民館図書室のサテライト化を図り、図書館機能を充実させると共に、広域相互利用制度や相互貸借制度を積極的に活用する。
- ◇学校体育施設の活用等も図りながら、スポーツのできる環境を整備する。
- ◇ニュースポーツ等、気軽にできるスポーツの普及・啓発を行い、より多くの町民に体を動かす楽しさを実感させる。
- ◇スポーツの基本やセオリーをしっかりと指導できる人材を育成・確保し、競技力の向上を図る。
- ◇郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する意識の向上を図る。

(5) 円熟期

方針8 智恵を継承し、絆をつなぎ合う場の創造を図ります。
(賢く豊かな自分づくり)

方針9 体を動かし長生きのできる環境の整備を図ります。
(健やかな体づくり)

還暦を終え、人生の円熟期に入った年代の方々は、多くの場合、すでに仕事の面でも子育ての面でも、責任を果たし終えたわけですが、人生90年時代と言われる今日、ここ寒川にて、人生の「もうひとつの花」を咲かせていただくことができる環境づくりをすすめます。

これまで培われた多くの智恵を活かしていただき、文化の継承、発展を図ることができるよう環境整備をすすめます。また、多くの人とのふれあいの中で、文化を伝える機会を設けていきます。

また、いつまでも健康に暮らすための環境整備をすすめます。

【計画前期（今後4年間）の重点施策】

- ◇今まで学習した成果を生かして、地域で活動できる事業を設定する。
- ◇地域のリーダーとして、学校教育にも積極的に参加できる環境づくりを進める。
- ◇新しい公民館を建設し、多目的ホールとニーズを踏まえた施設を設置する。
- ◇公民館・町民センター等を有効に活用し、コンサート、演劇、パレエ、ダンス等の質の高い文化芸術の発表や鑑賞の機会を設ける。
- ◇総合図書館と南北公民館図書室のサテライト化を図り、図書館機能を充実させると共に、広域相互利用制度や相互貸借制度を積極的に活用する。
- ◇学校体育施設の活用等も図りながら、スポーツのできる環境を整備する。
- ◇ニュースポーツ等、気軽にできるスポーツの普及・啓発を行い、より多くの町民に体を動かす楽しさを実感させる。
- ◇スポーツの基本やセオリーをしっかりと指導できる人材を育成・確保し、競技力の向上を図る。
- ◇高齢者や障害者に直接支援するスポーツボランティア等の人材を確保する。
- ◇郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する意識の向上を図る。

資料編

(1)教育関連法令等

- ・改正教育基本法
- ・国の教育振興基本計画

(2)寒川町の教育行政

- ・教育予算
- ・教育関連施設

(3)各小中学校の学校教育目標